

事 務 連 絡  
平成27年12月28日

介護保険事業所 施設長・管理者 様

富山市福祉保健部介護保険課

介護保険における番号制度の導入について（お知らせ）

日頃より、本市介護保険事業の適正な実施にご協力いただき、厚く御礼申し上げます。  
さて、平成28年1月1日からの個人番号制度導入について、次のとおりお知らせしますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

記

1 申請書等の様式改正

各種申請書等（別紙1）に個人番号欄を追加します。

（改正後の様式は、市ホームページ「介護保険課からのご案内」に掲載します。

なお、当分の間、旧様式の申請書等も使用できます。）

2 申請書等提出時の取扱い

（1）基本的には、個人番号の記載を求めることとなります。

（2）個人番号の記載が困難な場合等には、記載がなくても申請書等を受け付けます。

（3）申請書等に個人番号の記載がある場合、次の確認を行います。

① 本人による場合

（ア）番号確認（本人の「通知カード」など）

（イ）身元確認（本人の「運転免許証」など）

② 代理人による場合

（ア）代理権の確認（申請者本人の「介護保険被保険者証」など）

（イ）代理人の身元確認（代理人の「介護支援専門員証」など）

（ウ）申請者本人の番号確認（申請者本人の「通知カードの写し」など）

・確認方法及び必要な書類等については、別紙2「本人確認の措置」によります。

（4）その他、個人番号の取扱いについては、「介護保険最新情報 Vol.506」（平成27年12月15日付け厚生労働省事務連絡）等を参考にお願いします。

○お問い合わせ 介護保険課

介護保険料係（資格・保険料関係） TEL 443-2043

介護認定係（認定関係） TEL 443-2042

介護サービス係（給付関係） TEL 443-2193